要求水準書（案）に対する意見・質問への回答書

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	a	(a)	①	項目等	質問内容	市回答
1	8	第１								総則	本業務の事業期間（開始日・終了日）及び移行期間（業務準備期間）の始期・終期を明記していただけないでしょうか。	事業期間については実施方針に記載しております。移行期間については、公募図書に附帯する図書に明記する予定です。
2	12	第１	4	(4)	イ					業務の範囲	コミュニティプラントの管きょ延長が、本文（すみれ台3,865.2m、つつじ平3,278.65m、坂本566.03m）と91頁表10-4（3,902.70m、3,331.91m、568.08m）で一致しません。いずれが正か、ご教示ください。	ご指摘いただきありがとうございます。要求水準書（案）本文（p.12）の記載は誤植であり、表10-4（p.91）の数値が正となりますので、本文（p.12）の数値を修正します。
3	13	第１	4	(5)						業務の範囲	コミュニティプラント事業においては、更新計画（案）の作成業務が含まれていないため、更新支援型には該当しないものと理解しております。つきましては、各事業の実施方式の区分が誤解なく伝わるよう、記載内容をご修正いただけますでしょうか。	本業務は、主たる事業である公共下水道事業に対し管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）を適用するとともに、コミュニティプラント事業をバンドリングして実施するものであることから、事業全体の枠組みとしては管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）に該当するものと整理しております。このため、記載の見直しは不要と考えております。
4	14	第１	4	(6)	イ					業務の範囲	「上下水道耐震化計画策定」が、別紙7には記載されていません。一方、別紙7には「総合地震計画策定」が記載されています。いずれが正か明示ください。	ご指摘ありがとうございます。別紙7の記載については誤植となりますので、「上下水道耐震化計画策定」に修正します。
5	14	第１	4	(6)	ウ					業務の範囲	先般公表された実施方針「（8）業務の範囲 ウ コンサルタント業務」に記載された内容と、本要求水準書の記載内容との間に齟齬があるように見受けられます。つきましては正しい内容をご確認の上、必要に応じて記載の修正をご検討いただけますでしょうか。	コンサルタント業務（コミュニティプラント事業）については、本業務の対象外とします。そのため、現時点で実施方針及び要求水準書の記載に齟齬が生じておりますが、改めて整合を図ったものを公表いたします。
6	14	第１	4	(6)	ウ					業務の範囲	コミュニティプラント事業の耐震診断、維持管理計画及び耐震化計画の策定について、公共下水道施設に適用される基準・指針（「下水道施設の耐震対策指針と解説」「下水道維持管理指針」等）に準拠して検討を行うとの理解でよろしいでしょうか。異なる基準・指針によることを想定されている場合は、準拠すべき基準・指針をご教示ください。また、策定する計画が国庫補助・交付金の申請根拠となる場合は、適合すべき制度上の要件をご教示ください。	No.5の回答をご確認ください。
7	14	第１	4	(6)						業務の範囲	脚注2には「新処理場施設を対象とし、当該業務を」とありますが、ここでいう「当該業務」とは、コンサルタント業務を指すとの理解でよろしいでしょうか。また、本要求水準書（案）10頁に記載された「新処理場施設」の定義との関係も含め、脚注2の趣旨をご教示ください。	誤解を生じさせる記載があり申し訳ございませんでした。ご指摘の箇所については誤植でございます。また、No.5に記載のとおり、コンサルタント業務（コミュニティプラント事業）については本業務の対象外とするため、追加で業務が発生するものではございません。
8	16	第2	1							業務実施計画書の作成	「表2-2及び表2-3に示す計画図書等の見直し」が統括管理者の業務とされていますが、当該業務は個別のコンサルタント業務に該当するため、コンサルタント業務に含めていただけますでしょうか。	誤解を招く表現となっていたため、以下のとおり修正し、改めて公表します。なお、表2-2及び表2-3に記載する計画のうち、本業務のコンサルタント業務に含まれないものは、対象から除外します。 ・「また、統括管理者は、各計画相互の整合を図るとともに、必要に応じて、各計画の策定又は見直しを行う担当者に、表2-2及び表2-3に示す計画の見直しを行わせるものとする。」
9	16	第2	1							業務実施計画書の作成	「統括管理者は、本市との協議の結果を踏まえ、必要に応じて表２－２及び表２－３に示す計画図書等の見直しを図らなければならない」とありますが、当該見直しはコンサルタント業務として実施するものとの理解でよろしいでしょうか。その場合は、第3 コンサルタント業務に関する要求事項として整理するよう、記載をご修正いただけますでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、ご指摘の記載箇所については、No.8の回答のとおり修正いたします。
10	16	第2	1							業務実施計画書の作成	「統括管理者は、本市との協議の結果を踏まえ、必要に応じ表２－２及び表２－３に示す計画図書等の見直しを図らなければならない」とありますが、「必要に応じ」とされているため、見直しの対象範囲、実施条件および想定頻度が明確でなく、事業費の算定が困難です。見直しが必要となる具体的な条件、対象となる図書の範囲および想定頻度をご教示ください。あわせて、当該見直しに要する費用は、統括管理業務に係る当初事業費に含まれるのか、または別途精算の対象となるのか、その取扱いおよび支払方法をご教示ください。	ご指摘の記載箇所については、No.8の回答のとおり修正いたします。 当該業務に係る費用は当初事業費に含むものとしますが、業務内容が当初の想定を著しく超え、過度な負担が生じる場合は、変更契約の対象とします。
11	16	第2	1							業務実施計画書の作成	「統括管理者は、本市との協議の結果を踏まえ、必要に応じ表２－２及び表２－３に示す計画図書等の見直しを図らなければならない」とありますが、統括管理者が当該計画図書等の見直し業務を行うにあたり、必要となる配置技術者や資格要件等がございましたらご教示ください。また、特に「表２－３ コミュニティプラント事業に関する計画図書一覧」に係る業務について、下水道部門の技術者で対応可能との理解で差し支えないか、併せてご確認をお願いいたします。	統括管理者については、当該業務を適切に遂行するために必要な経験及び能力を重視し、特定の資格要件を設けることは想定しておりません。なお、各業務の実施に当たり必要となる資格要件については、今後公表する募集要項に明記する予定です。
12	16	第2	1							業務実施計画書の作成	本文8行目の「計画書等」の「等」とは何を想定されていますでしょうか。見直しの費用負担は協議によるとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間中に見直しの必要が生じる関連資料等を含める趣旨で記載しており、対象を計画書のみに限定しないためのものです。なお、当初の業務範囲を超える見直しが必要となった場合の費用負担については、本市と受注者との協議によるものとします。
13	16	第2	1							業務実施計画書の作成	表2ー1中の「その他の業務」とは何のことを指していますでしょうか。明示ください。	特定の業務を指すものではございませんが、事業期間中の状況に応じて本業務に関連する業務が発生した場合を包含する趣旨で記載しています。
14	16	第2	1							業務実施計画書の作成	表2-2で下水道総合地震対策計画（第２回、第３回）について、今後、下水道総合地震対策計画に基づく事業は現計画期間内のみ補助対象事業になると理解しておりますが、今後見直し（第２回、第３回）が発生することを想定されていますでしょうか。	現時点において、下水道総合地震対策計画の第2回、第3回の見直しを具体的に予定しているものではありません。したがって、本計画については、表2-2から除外します。
15	17	第2	1							業務実施計画書の作成	※2新処理場施設を対象とするとありますが、本計画はコミュニティプラント管路施設が対象ではないでしょうか。	誤解を生じさせる記載があり申し訳ございませんでした。コンサルタント業務（コミュニティプラント事業）の取扱いについては、No.7の回答をご確認ください。
16	18	第2	2	(1)						長期業務実施計画に対する報告	「長期業務実施計画に対する報告」に記載の業務記録や業務報告については、「年間業務実施計画に対する報告」に年度ごとに記載されるべき内容です。「年度業務実施計画に対する報告」に記載される内容は、「長期業務実施計画に対する報告」では不要としていただけますでしょうか。	長期業務実施計画に対する報告は、各年度の報告内容を踏まえ、計画期間全体の実績、計画との差異、課題、改善点及び次期事業の見通し等を総括するものです。年間業務実施計画との重複は、引用又は要約により簡略化して差し支えありません。
17	19	第2	5	(1)	イ					履行確認体制	貴市による履行確認の実施にあたっては、本事業の持続性確保を図るためにも、官民双方にとって履行確認が過度な負荷とならないようご検討をお願いいたします。	ご意見として承りました。履行確認は書面確認を基本とする等、官民双方に過度な負担とならない手法を検討いたします。なお、履行確認体制及び手順等に関する詳細については、公募時に公表を予定する「焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（水の官民連携（ウォーターPPP））履行確認基本計画書（仮）」にて定めるものとします。
18	19	第2	5	(1)						履行確認体制	履行確認自体（受注者による履行確認の実施、貴市による履行確認の対応）は各業務の範囲内で行うものとし、統括管理者はその指導・監督を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。各業務の責任者が日常的な履行確認を行い、統括管理者は業務全体の履行確認体制を構築し、各業務の担当者の指導・監督に当たるものとします。
19	19	第2	5	(1)						履行確認体制	貴市が別途定める「焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（水の官民連携（ウォーターPPP））履行確認基本計画書（仮）」は、公告前に公表いただきたい。	「焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（水の官民連携（ウォーターPPP））履行確認基本計画書（仮）」は公募時に公表する予定ですが、早期公表については前向きに検討いたします。
20	19	第2	6	(1)						危機管理	危機管理自体（体制構築、緊急時対応等）は各業務の範囲内で行うものとし、統括管理者はその指導・監督を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。各業務の担当者が個別の危機管理体制の整備及び緊急時対応を行い、統括管理者は事業全体を統括し、関係者間の連絡調整及び指導・監督を行うものとします。
21	19	第2	6	(1)						危機管理	要求水準書(案)の業務範囲に記載のとおり、危機管理の対象範囲には、公共下水道事業のマンホールポンプ・雨水ポンプ等は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、公共下水道事業のマンホールポンプ及び雨水ポンプ等の緊急時対応は本業務の対象外となります。

要求水準書（案）に対する意見・質問への回答書

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	a	(a)	①	項目等	質問内容	市回答
22	19	第2	5	(1)	イ					履行確認	本要求水準書（案）における本事業の履行確認について、実施頻度、実施方法、確認主体、是正手続など具体的に明示いただけますでしょうか。あわせて、要求水準の未達が確認された場合の措置についても、改善期限、減額などの対応について明示いただけますでしょうか。	履行確認の詳細については、公募時に公表を予定する「焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（水の官民連携（ウォーターPPP））履行確認基本計画書（仮）」に示す予定です。
23	19	第2	6	(1)	エ、オ					危機管理	「エ」および「オ」の訓練は同一との理解でよろしかったでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。「オ」の記載は、「エ」に記載する訓練の内容を説明したものであり、誤植となります。別の訓練を求めるものではありませんので、記載を修正します。
24	20	第2	6	(2)	ウ					危機管理	本事業においては、協力会社等への再委託が可能であると理解しました。再委託が可能な業務の範囲、再委託を行う場合の手続きその他の再委託に関する事項についてご教示ください。併せて、「本市が別途定める要件」の具体的な内容についてもご教示ください。	当該業務を含め、実務上の業務の実施については、協力会社等への再委託を可能とすることを想定しています。また、再委託先が実施する業務に係る一定の責任及びリスクについて、受注者と再委託先との契約により分担することを妨げるものではありません。 ただし、再委託を行った場合であっても、本市との契約に基づく受注者としての責任が再委託先に移転するものではなく、業務全体の履行管理及び本市に対する最終的な契約上の責任は、契約相手方である受注者が負うものとします。
25	20	第2	6	(2)						技術管理	技術管理自体は各業務の範囲内で行うものとし、統括管理者はその指導・監督を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。各業務の担当者が必要な技術管理を行い、統括管理者は業務全体の技術水準の確保及び指導・監督を行うものとします。
26	20	第2	6	(2)	ウ					技術管理	本事業における再委託可能業務/不可業務をご教示ください。	再委託の考え方については、No.24の回答をご確認ください。
27	20	第2	7	(1)						環境対策	環境対策自体は各業務の範囲内で行うものとし、統括管理者はその指導・監督を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。各業務において環境対策を実施し、統括管理者は業務全体の基本方針を定め、実施状況を指導・監督するものとします。
28	20	第2	7	(1)						環境対策	「省エネルギー技術導入～」について、本事業は更新支援型のため、省エネルギー技術の導入等による処理場やポンプ場の設備改築工事は対象外になるとの理解でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
29	20	第2	7	(2)						地域貢献に関する事項	地域貢献自体（地域との連携や協働による事業展開等）は各業務の範囲内で行うものとし、統括管理者はその指導・監督を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。各業務において地域貢献に取り組み、統括管理者は基本方針及び地元企業の利活用目標を定め、取りまとめるものとします。
30	20	第2	7	(2)						地域貢献に関する事項	地元企業とは、市内企業を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本業務における「地元企業」とは、焼津市内に本店、支店、営業所その他の事業所を有する企業を指します。
31	21	第2	10							その他必要な事項	第三者損害のうち間接損害については、損害範囲や規模の予見が困難であり、また事業者による保険付保も困難であることから、事業者の補償対象外であり、貴市にて付保される下水道賠償責任保険等により対応されるものと理解しております。当該理解に相違ないか、ご確認をお願いいたします。	前提として、ご質問の「間接損害」とは、民法上の損害の区分である「通常損害（通常生ずべき損害）」及び「特別損害（特別の事情によって生じた損害）」のうち後者を指すものと理解いたしました。他方、このような意味における間接損害であっても、基本的には、現実に業務に従事する受注者の責任とします。 ただし、発注者の帰責事由及び業務の実施に伴い通常避けることができない事由に起因して生じた損害については、原則として発注者が負担することを想定しています。
32	22	第3	1							コンサルタント業務全般	各コンサルタント業務について、業務ごとに「業務の目的／業務対象（施設・区域）／業務条件（対象数量、対象延長、個所数等）／業務内容／提出図書（判型・部数・電子成果品）／照査事項／その他留意事項」等を規定する構成に見直していただけないでしょうか。現状の記載では業務範囲及び業務量の詳細が判然とせず、意見を述べることが困難であります。見直し後の内容について、再度、意見・質問の機会を設けていただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、参考仕様書を添付する等、対応について検討いたします。 なお、見直し後の要求水準書に対する意見・質問の機会については、今後の公募スケジュール等を踏まえ検討します。
33	22	第3	1							コンサルタント業務全般	各コンサルタント業務の積算基準（「下水道用設計標準歩掛表」等）を明示いただけますでしょうか	「下水道用設計標準歩掛表」を基本として積算することを想定していますが、業務内容に応じてその他の積算基準を適用する場合は、適用する基準を個別に示すことを検討します。
34	23	第3	1	(2)						コンサルタント業務全般	本文1行目の「…必要に応じて見直しを…」の必要性については費用負担を含め協議によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。なお、費用負担については軽微及び瑕疵によるものを除き、市が負担することを前提とします。
35	23	第3	1	(2)						コンサルタント業務全般	本文3行目の「なお、具体的な実施内容および手法等については、本市と協議の上決定するものとする」とありますが、コンサルタント業務については、年度ごとに年度協定を締結し、当該協定に基づき業務費を精算するとの理解でよろしいでしょうか。あわせて、別紙７のスケジュールに基づき年度協定を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、本市との協議を踏まえ、実施内容及び業務費等を定めた年度協定を締結し、当該協定に基づき精算することを想定しています。また、別紙7に示すスケジュールにもとづき年度協定を締結するものですが、当該スケジュールは業務範囲を確定のうえ、修正を図らせていただきます。
36	23	第3	1	2						コンサルタント業務全般	表3-1で焼津市公共下水道事業経営戦略改訂業務は令和11年度・令和15年度の2回、別紙7は令和11年度・令和15年度・令和19年度の3回となっています。正しいのはどちらかでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。別紙7の記載を正とし、令和11年度、令和15年度及び令和19年度の3回を予定しています。表3-1は別紙7と整合するよう修正します。
37	23	第3	1	2						コンサルタント業務全般	表3-1で雨天時浸入水発生源調査は令和10年度・令和15年度、別紙7は令和10年度・令和11年度・令和14年度となっています。正しいのはどちらでしょうか。また令和10～11年度の2箇年は1件の業務を2箇年で実施する趣旨でしょうか。	ご指摘ありがとうございます。当該業務は、令和10年度、令和15年度に絞り込み調査を行い、令和11年度、令和16年度に詳細調査を予定しております。このため、表3-1を含む該当箇所を修正します。
38	24	第3	1	(3)						コンサルタント業務全般	「その他本市が指示する図書」に該当する図書の想定はございますでしょうか。追加提出図書に対する費用負担は別途協議にて決定するとの理解でよろしいでしょうか。	現時点で特定の追加図書は想定していませんが、提出する図書の種類によらず、その図書を作成するための準備行為等を含め、一定の業務量が生じるものと認められる場合については、協議に応じるものとします。
39	24	第3	1	2						コンサルタント業務（コミュニティプラント）	表3-2の脚注3は「当該業務について、本業務の受注者に委ねることが必要と認められる場合は追加業務として行うものとする」としているが、別紙7では基本業務として年次計画に位置づけられています。当初の対象業務として含むか否かをご教示ください。	ご指摘ありがとうございます。当該業務は当初の基本業務には含まず、本業務の受注者に実施させる必要があると本市が判断した場合に追加業務として実施します。別紙7は追加業務であることが明確になるよう修正します。
40	24	表3-2	2							コンサルタント業務（コミュニティプラント）	ｐ.24表3-2の2, p27の11（2）ア ,ｐ78の2は同一の内容と理解してもいいでしょうか	24頁表3-2の「管路施設維持管理計画策定業務」と27頁の「維持管理計画」は同じ計画となりますが、No.5の回答のとおり、当該計画の策定は本業務の対象外とします。一方、78頁の「維持管理計画書」は、コミュニティプラント管路施設を適切に維持管理していくうえで必要な事項を取り纏めた計画のため、本業務の対象となります。
41	24	第3	1	(2)						コンサルタント業務（コミュニティプラント）	ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄの管路施設にかかる維持管理計画について、p.24表3-2の2、p.27の11(2)ア、p.78の2は同じものでしょうか.異なる場合、それぞれ個別で作成する目的についてご教示ください。	No.40の回答をご確認ください。
42	24	第3	2							上下水道耐震化計画	本業務の対象施設は下水道施設でありますが、「上下水道耐震化計画」に水道施設の検討は含まれないということでよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
43	24	第3	2							上下水道耐震化計画	現時点では要求事項が曖昧なため、事業費の算定が困難です。具体的な業務内容を明示して頂けますでしょうか。	No.32の回答のとおり、参考となる仕様書を添付する等、対応について検討いたします。

要求水準書（案）に対する意見・質問への回答書

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	a	(a)	①	項目等	質問内容	市回答
44	24	第3	4							下水道使用料検討	検討する料金体系案の数（シナリオ数）、審議会・使用料等検討委員会の運営支援の有無、条例改正支援・住民説明会対応の有無等、事業費の算定に必要な情報を明示ください。	No.32の回答のとおり、参考となる仕様書を添付する等、対応について検討いたします。
45	25	第3	5							ストックマネジメントに関する要求	下水処理場施設のストックマネジメント計画の見直し・策定にあたっては、実施設計・改築工事の実施主体である日本下水道事業団様の確認・承諾は必要でしょうか。	基本的には本市が窓口となり、当該計画の確認及び承認を行います。ただし、実務上必要かつ効率的と認められる場合は、日本下水道事業団と調整を行うことがあります。
46	25	第3	5							ストックマネジメントに関する要求	検討項目⑤⑥⑦の対象施設をご教示願います。	ストックマネジメント計画（処理場）の対象施設は汐入下水処理場、新屋下水ポンプ場を想定しております。また、ストックマネジメント計画（管路施設）の対象施設は、管きょ、マンホール、マンホール蓋です。なお、マンホールポンプ及び雨水ポンプについては、現在計画対象外としていますが、当該施設の点検・調査結果や更新需要等を踏まえ、次期計画への追加についても今後検討したいと考えております。
47	25	第3	5							ストックマネジメントに関する要求	汐入下水処理場におけるストックマネジメント及び耐震診断業務について、日本下水道事業団との調整の有無や関係性についてご教示ください。	No.45の回答をご確認ください。
48	25	第3	5							ストックマネジメントに関する要求	管路施設のストックマネジメント業務について、令和8年7月に公布された下水道法等の一部を改正する法律による点検頻度及び診断基準の見直しにより、点検の頻度・方法等が変更された場合、これに伴う業務内容及び業務量の変更は変更契約の対象との理解でよろしいでしょうか。	契約締結後の法令改正や診断基準等の変更により、当初想定していない調査等が新たに必要となる場合は、追加となる業務内容及び費用への影響を確認の上、必要に応じて変更契約の対象とすることを想定しています。
49	26	第3	6							雨天時浸入水発生源調査	対象ブロック数・対象面積、流量計等の設置数等、事業費の算定に必要な情報を明示ください。	No.32の回答のとおり、参考となる仕様書を添付する等、対応について検討いたします。
50	26	第3	7							下水道情報デジタル化業務	デジタル化対象となる工事竣工図の枚数等、事業費の算定に必要な情報を明示ください。	No.32の回答のとおり、参考となる仕様書を添付する等、対応について検討いたします。
51	26	第3	8							汐入下水処理場耐震診断	対象構造物の棟数・構造種別（水処理池、汚泥棟、管理棟、沈砂棟等）、耐震診断のレベル（レベル1／レベル2）等、事業費の算定に必要な情報を明示ください。	No.32の回答のとおり、参考となる仕様書を添付する等、対応について検討いたします。
52	26	第3	9							管路施設耐震診断	対象延長、対象路線、現地調査の有無等、事業費の算定に必要な情報を明示ください。	No.32の回答のとおり、参考となる仕様書を添付する等、対応について検討いたします。
53	26	第3	9							管路施設耐震診断	管路施設耐震診断業務について、「下水道用設計標準歩掛表」によると、詳細診断は1km当たり3スパン、標準人孔3箇所程度の評価となりますが、その想定でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
54	26	第3	10							設計全般	マンホール更生設計業務の「74基」は別紙7のみの記載でありますが、これを要求水準として扱ってよろしいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。当該記載は誤植であり、正しくは10基となります。
55	26	第3	10							設計全般	管路更生実施設計（R12・R17）、管路施設耐震設計（R12）、マンホール更生設計（R14・R15）について、対象延長・管径・人孔の構造区分等、事業費の算定に必要な情報を明示ください。	No.32の回答のとおり、参考となる仕様書を添付する等、対応について検討いたします。
56	26	第3	10							設計全般	管路更生実施設計の対象路線について、対象施設は本管のみということでよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。
57	26	第3	10							設計全般	管路更生実施設計について、更生設計に必要な追加のTVカメラ調査、マンホール調査、測量等を実施する必要がありますでしょうか。また、中大口径管の場合は、潜行目視調査、コンクリート劣化調査、管厚調査、管路内測量等も実施する必要がありますでしょうか。事業費の算定に必要な情報となりますので明示ください。	実施設計に係る現地調査は実施するものとします。なお、具体的な手法については、参考仕様書等に記載するものとします。
58	26	第3	10							設計全般	設計業務に必要となる地質調査資料は、貸与いただけるでしょうか。それとも、地質調査を事業者側で行う必要がありますでしょうか。	市が貸与する地質調査資料をもとに、受注者が地質調査を行うものとなります。
59	26	第3	7							デジタル化業務	これまでの工事竣工図及び点検・調査結果等の維持管理情報のデジタル化が必要な情報量と現状の形態（製本等）、デジタル化の仕様をご教示ください。	No.32の回答のとおり、参考となる仕様書を添付する等、対応について検討いたします。
60	27	第3	11							コミュニティプラント施設	実施方針（P5）にはコミュニティプラント事業の雨天時浸入水発生源調査がありましたが、要求水準書（案）では記載がありません。いずれが正か明示ください。	No.5の回答をご確認ください。
61	27	第3	11							コミュニティプラント施設	「新処理場施設に対し」とありますが、対象は「すみれ台住宅団地」および「つつじ平住宅団地」のコミュニティプラント事業の管路施設ということでよろしかったでしょうか。	No.7の回答をご確認ください。
62	27	第3	11							コミュニティプラント施設	コミュニティプラントの耐震調査、維持管理計画、耐震化計画について、それぞれ具体的な業務内容、成果品等、事業費の算定に必要な情報となりますので明示ください。	No.5の回答をご確認ください。
63	27	第3	11							コミュニティプラント施設	コミュニティプラントの耐震調査はレベル１地震動およびレベル２地震動を対象としますか。	No.5の回答をご確認ください。
64	27	第3	11							コミュニティプラント施設	表3－2における「管路施設耐震診断業務」とP27における「ア耐震調査」は同一のものでしょうか	ご認識のとおり、表3－2の「管路施設耐震診断業務」と27頁の「耐震調査」は同一の業務を指しますが、No.5の回答のとおり、当該業務は本業務の対象外とします。
65	27	第3	11							コミュニティプラント施設	表3－2における「管路施設耐震化計画策定業務」とP27における「イ耐震化計画」は同一のものでしょうか	ご認識のとおり、表3－2の「管路施設耐震化計画策定業務」と27頁の「耐震化計画」は同一の業務を指しますが、No.5の回答のとおり、当該業務は本業務の対象外とします。
66	27	第3	11							コミュニティプラント施設	表3－2における「管路施設維持管理計画策定業務」とP27における「ア維持管理計画」は同一のものでしょうか	ご認識のとおり、表3－2の「管路施設維持管理計画策定業務」と27頁の「維持管理計画」は同一の業務を指しますが、No.5の回答のとおり、当該業務は本業務の対象外とします。
67	28	第4	1	(1)						流入水量実績及び流入水質実績	流入水量に合わせて一部の薬品使用量や汚泥発生量等が変動する為、事業期間中の予測流入水量をご教示願います。	事業期間中の予測流入水量については、提示可能な情報を整理のうえ、記載を検討いたします。
68	28	第4	1	(1)						流入水量実績及び流入水質実績	表4-3および表4-4に示す流入水量・水質を超過し、薬品使用量または汚泥処分量が著しく増加した場合、その増加費用も市との協議対象となる理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。流入水量又は流入水質の著しい変化により薬品使用量や汚泥処分量等が著しく増減した場合は、原因及び影響を確認のうえ、その取扱いを本市と受注者で協議します。

要求水準書（案）に対する意見・質問への回答書

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	a	(a)	①	項目等	質問内容	市回答
69	29	第4	1	(2)						放流水質基準に関する要求	別紙4(2)精密試験においてBOD測定はC-BODを行うものとされていることから、表4-5のBODの要求水準はC-BOD 5.0 mg/l以下との理解でよろしいでしょうか。なお、法定基準についてはBOD 15 mg/lといたします。	ご認識のとおりです。
70	29	第4	1	(2)						放流水質基準に関する要求	表4-5の大腸菌数の要求水準が現行契約よりも厳しく変更されている理由をご教示ください。特別な事情がなければ、現行通りとしていただきたい。	要求水準を80 CFU/mLとしたのは、一般的な計量証明業務における定量下限値の考え方を踏まえ、基準値800 CFU/mLの1/10として設定したものです。 一方、現在の放流水については、適切な滅菌処理により大腸菌数1 CFU/mL未満で管理されており、現行の要求水準である100 CFU/mLとしても維持管理上の支障はないと考えられることから、現行契約と同様の100 CFU/mLに修正を検討します。
71	30	第4	2	(4)						汚泥搬出に関する要求	「肥料化率100%を目標」とありますが、あくまでも目標であり、未達の場合でもペナルティは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。肥料化率100%はあくまでも努力目標値であり、未達の場合直ちにペナルティを課すものではありません。
72	31	第4	5							事業終了時に求める施設状況に関する要求	表4-8に処理場、ポンプ場の施設状況を健全度で評価するとありますが、ここでいう健全度は、要求水準書(案)第5の5の(1)保守点検にて定めた手法に基づいて算出するものと理解してよろしいでしょうか。	各種維持管理業務の実施状況を踏まえ、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 2015年版（国土交通省）」に示す指標をもとに健全度を算出していただくことを想定しております。
73	31	第4	5							事業終了時に求める施設状況に関する要求	更新支援型の事業範囲において、改築の実施状況は受託者でコントロールできないものであるため、施設状況（健全度、緊急度など）は受託者側では担保できません。受託者は施設状況を調査・報告するまでとし、本項目は削除いただきたい。	ご意見として承りました。本要求水準については、事業期間中に受注者が実施した修繕箇所に限定して適用することとし、改築・更新の実施状況等、受注者が管理・コントロールできない要因による施設状況については対象外とします。 この考え方が明確となるよう、記載の見直しを図ります。
74	31	第4	5							事業終了時に求める施設状況に関する要求	緊急度Ⅰへの対応は改築・更新工事を伴うことが多く、更新支援型である本業務の受託範囲を超えていると考えられます。そのため、事業終了時の目標基準として「緊急度Ⅰが存在しないこと」を一律に設定することは現実的ではないと存じます。 また、「流下能力に支障がないこと」についても、日常的な維持管理や緊急修繕の範疇を超える大規模な修繕・改築は別発注での対応が必要になり得ます。 つきましては、受託者は施設状況を調査・報告するまでとし、本項目は削除いただきたいです。	No.73の回答をご確認ください。
75	36	第5	3							維持管理報告書の提出	各年度報告書と年度維持管理報告書の違いをご教示ください。	「各年度報告書」と「年度維持管理報告書」は同一の報告書です。表記を「年度維持管理報告書」に統一するよう、要求水準書を修正します。
76	37	第5	4	(1)						運転管理に関する基本的事項	「本市の指示に基づく運転変更等の場合における表 4-5及び表 4-6に定める要求水準を遵守すること。」とありますが、貴市より特別の指示があった場合には要求水準を満たせない可能性があることをご理解ください。	ご意見として承りました。
77	38	第5	4	(2)	ア	(イ)				水質試験	「a 管理のための試験」は「維持管理対応の即時性を鑑み、再委託できないものとする。」とありますが、運転操作上の支障がなければ、試験結果の貴市への日常的な報告は求められないと理解してよいでしょうか。（月間の水質管理報告書での報告のみ）	「a 管理のための試験」については、本業務の対象外とします。そのため、現時点で実施方針及び要求水準書の記載に齟齬が生じておりますが、改めて整合を図ったものを公表いたします。
78	38	第5	4	(2)	ア	(イ)				水質試験	「b 監視のための試験」は「表4-5に示す項目について～既存の施設等を利用し放流水の常時監視を行うこと。」とありますが、BODや大腸菌数、透視度については常時監視ができません。既存の常時監視装置にて監視可能な項目に限って常時監視すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。常時監視は既存の自動水質計測器で連続測定可能な項目を対象とするものであり、表4-5に示す全項目の直接的な監視を意図するものではありません。
79	38	第5	4	(2)	ウ					水質分析の実施	本項目には、現在は貴市で委託されている汐入下水処理場流入水質分析、汐入下水処理場放流水質分析、放流先海水分析をすべて含むでしょうか。	ご指摘の業務については本業務の対象外となります。
80	38	第5	4	(2)	ウ					水質分析の実施	法令の範囲内において、水質分析の実施項目・回数・時期については協議させていただきたい。	No.77に記載のとおり、当該業務については本業務の対象外とします。
81	39	第5	4	(2)	キ					放流水質基準を満たさない場合等の対応	放流水質基準を満たさない場合の改善費用については、原因調査の結果を踏まえ、受注者に起因する場合にのみ受注者負担とすることを明確にしてください。	要求が満たされない場合の負担の在り方については、契約書に定める支払い債務の規定とともに、ペナルティ条項及びこれに係る「焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（水の官民連携（ウォーターPPP））履行確認基本計画書（仮）」に基づき定められるものとなります。当該規定を定めるにあたっての基本とするところとしては、発注者帰責及び受注者帰責によるところを前提とした債務を割り当てることが原則とされます。
82	39	第5	4	(2)	キ					放流水質基準を満たさない場合等の対応	受注者に起因する放流水質基準未達の場合に、「受注者の負担による改善措置の実施」の他にはペナルティは課されないものと理解してよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
83	40	第5	4	(3)	ア	(ウ)				運転操作方法	「運転操作方法の設定においては、濃縮汚泥の高濃度化、脱水の高効率化、省エネルギー化を示すこと」について、運用面での改善には努めますが、設備改造等を行わないとその確約は難しいです。「～を示すこと」ではなく「～に留意すること」といった表現に見直していただきたい。	本項は、既存施設の稼働状況を踏まえ、運転操作方法の設定に当たって考慮される事項であり、必ずしも濃縮汚泥の高濃度化、脱水の高効率化等の達成を求めるものではありません。
84	41	第5	4	(3)	カ					脱水汚泥基準を満たさない場合等の対応	脱水汚泥基準を満たさない場合の改善費用については、原因調査の結果を踏まえ、受注者に起因する場合にのみ受注者負担とすることを明確にしてください。	No.81の回答をご確認ください。
85	41	第5	4	(3)	カ					脱水汚泥基準を満たさない場合等の対応	受注者に起因する脱水汚泥基準未達の場合に、「受注者の負担による改善措置の実施」の他にはペナルティは課されないものと理解してよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
86	42	第5	5	(1)	エ					法定点検業務	法定点検業務として、毎年のクレーン法定点検業務を想定しています。他に該当する業務がありましたらご教示願います。	事業期間中に検査期限を迎える圧力容器等の点検や、測定機器の校正等が想定されます。

要求水準書（案）に対する意見・質問への回答書

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	a	(a)	①	項目等	質問内容	市回答
87	43	第5	5	(1)	オ	(ｲ)				自家用電気工作物保安管理業務	電気主任技術者業務について、みなし設置者として専門業者に再委託する形でも宜しいでしょうか。	関係法令等に基づく要件を満たす場合には、受注者がみなし設置者となり、電気保安法人等の専門業者に保安管理業務を再委託することは可能です。
88	44	第5	5	(2)						調査に関する事項	調査はストックマネジメント計画策定時に、計画対象施設の中の状態監視保全施設・設備を対象に行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	45	第5	5	(4)						修繕に関する事項	実施する修繕の計画は事業期間中に策定するため、入札段階で修繕内容を確定することはできません。建設工事に該当する修繕のすべてを元請として対応する確約ができませんので、建設工事に該当する修繕については本事業範囲外としていただきたい。	建設工事に該当する修繕についても、本業務の対象に含むことを想定していますが、修繕の具体的な内容及び必要となる建設業許可の工種については、現在精査しているところです。必要工種については、応募者の参入障壁とならないよう最低限必要となる工種に限定した上で、応募者が対応可否を判断できるようにする予定です。
90	45	第5	5	(4)						修繕に関する事項	修繕費について、委託費に含まれる年間予算額および1件当たりの負担上限額をご提示ください。また、当該予算額または上限額を超える修繕費は、別途精算または変更契約の対象となる理解でよいでしょうか。	１件当たりの修繕上限額及び年間上限額については、今後検討のうえ、契約書（案）に規定するものとします。また、各年度に実施する計画修繕等及び年間修繕費については、年度実施協定においてその上限額を定め、当該年間修繕費をその年度の支払限度額とする予定です。なお、年度実施協定で定めた年間修繕費を超える修繕が必要となった場合は、その必要性及び費用を確認の上、別途精算又は変更契約を含め、本市と受注者で協議するものとします。 また、事業期間中に想定される修繕の内容及び業務量については、公募図書において可能な範囲で開示します。
91	47	第5	5	(6)						物品等の調達管理に関する事項	ユーティリティ費(電力、燃料、水道、通信費など)は受託者負担ではなく、発注者負担との理解でよろしいでしょうか。	実務上発生した領収書等の取りまとめについては、受注者が行うものとする予定ですが、支払行為自体の実施主体については現在検討中です。
92	48	第5	5	(6)	ウ					物品等の調達管理に関する事項	物価変動に伴う委託費の改定について、対象費目、適用する指数、基準日、改定時期および著しい価格変動が生じた場合の取扱いをご提示ください。	賃金又は物価の変動に伴う措置については、契約図書に公募要件として規定する予定です。
93	50	第5	5	(9)						施設情報管理に関する事項	貴市が提供する「ストック台帳（処理場・ポンプ場）」の仕様をご教示願います。	ストック台帳の仕様はExcelファイルによるものとします。
94	50	第5	5	(9)						施設情報管理に関する事項	受注者が別途、管理システムを用意する場合に貴市が求める仕様をご教示願います。	本市が管理システムの仕様を指定することはありませんが、シェープファイル、CSV、Excelファイル形式等の汎用的なファイル形式に変換できることを要件とします。
95	51	第6								管路施設の維持管理全般	要求水準未達の場合の対応について記載をお願いします。	要求水準未達時の対応については、契約書（案）及び「焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（水の官民連携（ウォーターPPP））履行確認基本計画書（仮）」に記載する予定です。
96	52	第6	3							維持管理報告書の提出	各年度報告書と年度維持管理報告書の違いをご教示ください。	「各年度報告書」と「年度維持管理報告書」は同一の報告書です。表記を「年度維持管理報告書」に統一するよう、要求水準書（案）を修正します。
97	52	第6	2	(3)						月間維持管理計画	管路施設の維持管理業務につきましては、想定される業務量に照らすと、計画的な作業が発生しない月が生じる見込みです。つきましては、当該月における月間計画書の作成を省略することは可能でしょうか。あるいは、年間計画書の策定・運用のみで十分かご教示いただけますと幸いです。	計画的な作業を予定していない月については、予定する作業がない旨を記載した月間計画書を提出することが望ましいと考えます。
98	53	第6	4							巡視	下水道法改正による診断基準の変更に伴う調査費用の見直しは、変更契約の対象でしょうか。	No.48の回答をご確認ください。
99	53	第6	4	(1)						巡視	巡視は171kmを10年間で1周すれば良いのでしょうか。契約期間内の巡視タイミングなどは受託者の提案の範疇でしょうか。	巡視については本業務の対象外とします。
100	54	第6	4	(2)						点検・調査	公共下水道における管路点検及び管路調査の実施数量が171kmと記載されていますが、別紙８表10-51,52に示される点検・調査数量と差異があると思われます。どちらが正しいでしょうか。 また、点検結果によっては、調査数量が増減する可能性があると思われます。その際の手続きについて記載をお願いします。	表 6-2に記載の実施数量（171km）が要求水準となります。別紙8に示す点検・調査計画表は、現ストックマネジメント計画における点検・調査計画を示したものですが、下水道法の改正に伴い、当該計画は令和９年度中に見直す予定となっておりますので、参考表としての位置づけとなります。なお、点検結果により調査数量の増減が必要な場合は、本市と事前に協議し、業務量及び費用の取扱いを決定します。掲載されている数量は市が保有するものを示したもので、点検・調査延長は別途提示します。また、調査延長が点検結果に基づき、変更する可能性があります。
101	55	第6	4	(6)						修繕費用	修繕に使用できる年額、1件当たり費用の上限は設定されていますか。されている場合はその金額をご教示ください。	No.90の回答をご確認ください。
102	58	第7	1							汚水処理に関する要求	各施設について、流入水質実績および流入水質基準をお示し願います。	現時点でご提示できる情報はありません。
103	58	第7	1							汚水処理に関する要求	コミュニティプラント処理場は供用開始から相当の年数が経過しており、設備の劣化状況等に起因する不確実性が大きいことから、当該施設の維持管理業務については、現行委託仕様書同様の仕様発注にしてください。	コミュニティプラント処理場の維持管理業務については、現行委託仕様書と同様、仕様発注に相当する業務を依頼するものとします。なお、各要求水準は、当該仕様に基づく業務の目的を達成するために設定するものです。
104	58	第7	1	2						汚水処理に関する要求	つつじ平住宅団地につきましても流入水質実績があればお示しください。	No.102の回答をご確認ください。
105	59	第7	1	(4)						放流水質基準に関する要求	コミュニティプラント処理場は施設が古く、受託者が適切な維持管理業務を実施したとしても経年劣化による突発的な設備故障リスクが大きいため、維持管理業務は性能発注ではなく仕様発注としていただきたい。	No.103の回答をご確認ください。
106	60	第7	1	(5)						汚泥の運搬・処理に関する要求	コミュニティプラント処理場は施設が古く、受託者が適切な維持管理業務を実施したとしても経年劣化による突発的な設備故障リスクが大きいため、維持管理業務は性能発注ではなく仕様発注としていただきたい。	No.103の回答をご確認ください。
107	60	第7	1	(5)						汚泥の運搬・処理に関する要求	表7-6の汚泥の数量・回数は、遵守するべき要求水準でしょうか。	表7-6に示す数量及び回数は、実績を踏まえた想定値を要求水準として設定しています。ただし、施設の稼働状況により変更が必要となる場合は、本市と協議するものとします。

要求水準書（案）に対する意見・質問への回答書

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	a	(a)	①	項目等	質問内容	市回答
108	60	第7	2							事業終了時に求める施設状況に関する要求	コミュニティプラント処理場施設については、事業期間中の建替えや廃止が計画されています。「事業終了時の施設状況を示す一覧表」はどのタイミングで提出することを想定されていますでしょうか。	公共下水道事業と同様、事業終了時に提出していただくことを想定しております。
109	68	第8	3	(1)						維持管理計画書に関する事項	【コミュニティプラント長期維持管理計画（10年次）の提出】 コミュニティプラント3施設は、将来的に廃止および新施設の建設が予定されていますが、本業務における10年間の長期維持管理計画は、これらの予定を踏まえてどのように作成することを想定されていますか。 また、修繕計画については、別紙9に示されている修繕項目を対象として計画するという理解でよいでしょうか。 さらに、現時点では、新施設は予定どおりの時期に建設されることを前提として良いでしょうか。	コミュニティプラント施設に係る維持管理計画については、将来的な更新又は廃止を前提とした計画を策定していただくことを想定しております。また、修繕については別紙9に示す修繕項目を実施していただくものとなります。
110	68	第8	2	(3)	イ	(ｱ)				保守点検	【浄化槽の保守点検、水質検査】 「浄化槽・水質検査」とは、具体的にどの施設・設備および検査項目をお示しください。	浄化槽の保守点検及び水質検査は、各コミュニティプラント処理場を対象とする共通業務です。また、水質検査項目については、要求水準書（案）（p.62～66）に記載のとおりとします。
111	68	第8	2	(3)	イ	(ｲ)				衛生管理	【水槽、タンク等の保守管理】 衛生管理項目としての「水槽、タンク等」とは、具体的にどの施設・設備を指していますか。	当該設備は、つつじ平住宅団地下水処理場における貯水槽、沈殿槽及び附帯設備等を指します。
112	71	第8	5	(2)	カ					放流水質基準を満たさない場合等の対応	放流水質基準を満たさない場合の改善費用については、原因調査の結果を踏まえ、受注者に起因する場合にのみ受注者負担とすることを明確にしてください。	No.81の回答をご確認ください。
113	71	第8	5	(2)	カ					放流水質基準を満たさない場合等の対応	受注者に起因する放流水質基準未達の場合に、「受注者の負担による改善措置の実施」の他にはペナルティは課されないものと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	71	第8	5	2	カ					放流水準基準を満たさないとき	受注者に非がない原因で水質が悪化した場合は、受注者の負担となるのでしょうか　できれば原因調査の結果を踏まえ、受注者に起因する場合にのみ受注者負担とすることを明確にしてもらいたい。	No.81の回答をご確認ください。
115	71	第8	5	(2)	カ					放流水質基準を満たさない場合等の対応	放流水質基準を満たさない場合の改善費用については、原因調査の結果を踏まえ、受注者に起因する場合にのみ受注者負担とすることを明確にしてください。	No.81の回答をご確認ください。
116	71	第8	5	(2)	カ					放流水質基準を満たさない場合等の対応	要求水準未達の場合のペナルティについて記載が無いため明確にしてください。	No.81の回答をご確認ください。
117	74	第8	7	(2)						施設情報管理に関する事項	【ストック台帳（コミュニティプラント）】 ストック台帳は、クラウド上で管理することを想定されていますか。	ストック台帳は、現在Excelファイルで管理しています。クラウド及びその他を含め受注者が業務の効率化等を目的として別途管理システムを用意することを妨げるものではありません。その場合は、本市へのデータ提供及び引継ぎが可能な汎用的なファイル形式で出力できるものとし、具体的な運用方法は本市と受注者で協議の上決定します。
118	75	第8								維持管理全般に関する要求	コミプラ処理場は現在使用発注の為　性能発注ではなく仕様発注を要望したいです。	No.103の回答をご確認ください。
119	75	第9	1	(2)	ア	(ｱ)				管路の日常点検	管路の日常点検及び保守点検は具体的にどの様な点検になりますか	当該業務は定期的な点検・調査を予定しておりますが、具体的な内容及び数量等については、今後開示いたします。
120	75	第9	1							管路の日常点検	【コミュニティプラント管路施設の維持管理業務】 本業務に記載されている管路施設の維持管理業務は、現在も委託されている業務でしょうか。	No.119の回答をご確認ください。
121	75	第9	1							管路の日常点検	コミュニティプラントの管路施設について、調査数量を記載していただきたいです。	No.119の回答のとおり、具体的な内容及び数量等については、今後開示いたします。
122	76	第9	1	(2)	ウ	(ｱ)				災害及び緊急時対応	焼津市様のＢＣＰをご教示していただきたいです	本業務に関連する資料については、今後、閲覧資料として貸与又は開示する予定です。
123	78	第9	3	(1)	ア					リスク管理に関する事項	下水道管路施設の維持管理につきまして、地震、津波、ならびに局地的豪雨の発生時に、現在貴市で想定されている対応手順や関連計画がございましたら、ご教示いただけますと幸いです。	地震、津波及び局地的豪雨等への対応は、焼津市地域防災計画、焼津市下水道BCPその他の危機管理関係資料に基づくものとします。これらの資料については、今後閲覧資料として貸与又は開示する等、対応について検討いたします。
124	82	第10	1		ア					施設及び設備の取り扱いに関する事項	更新支援型の事業範囲において、改築の実施状況は受託者でコントロールできないものであるため、施設状況（健全度、緊急度など）は受託者側では担保できません。受託者は施設状況を調査・報告するまでとし、本項目は削除いただきたい。	No.73の回答をご確認ください。
125	82	第10	1		イ					施設及び設備の取り扱いに関する事項	「事業期間終了後1年以内は改築及びオーバーホール等を伴う大規模修繕を要することのない状態に整備すること。」とありますが、周期的なオーバーホールや計画的な改築は事業期間に依らず行うべきものであるため、本項目は削除いただきたい。	No.73の回答をご確認ください。
126	82	第10	1		ア					施設及び設備の取り扱いに関する事項	改築提案をして未実施、修繕提案をして予算の制約等から実施できないなど、受注者の責でない理由により支障が残っている場合は対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
127	82	第10	1		イ					施設及び設備の取り扱いに関する事項	不可視かつ広域に広がる線形インフラである管路施設に一律で状態保証を課すことは、管理者の通常注意義務の範囲を著しく超える過大なリスク負担となるため、管路施設に対して事業終了後1年間の状態を結果責任として保証させることは現実的ではないと考えます。つきましては、当該項目は削除していただきたいです。	No.73の回答をご確認ください。
128	117	別紙6	2							雨水ポンプ等維持管理業務	実施方針およびその質問回答より、黒石川揚水ポンプは故障中で修繕・改築の予定はないため、表10-39の日常点検は実施できません。黒石川揚水ポンプについては表10-40の場内清掃のみ実施するものと考えます。	ご指摘のとおり、黒石川揚水ポンプに係る日常点検は本業務の対象外となりますので、記載を修正いたします。
129	117	別紙6	2							雨水ポンプ等維持管理業務	雨水ポンプ等維持管理業務の実施内容・回数・時期については、施設運用状況に応じて協議させていただきたい。	承知いたしました。

要求水準書（案）に対する意見・質問への回答書

No.	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	a	(a)	①	項目等	質問内容	市回答
130	121	別紙8								汐入下水処理場沈砂引抜業務計画表	実際の沈砂引抜の実施回数・時期については、施設運用状況に応じて協議させていただきたい。	承知いたしました。
131	1-1	第1								総則	「参考資料」の内容は、遵守するべき仕様ではなく、あくまでも参考であり、要求水準を満たす範囲内で受託者側で見直し可能という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。参考資料は、業務実施に当たっての参考として示すものであり、その内容を一律に遵守すべき仕様とするものではありません。受注者は、関係法令及び要求水準を満たす範囲で、施設の状況等を踏まえて実施内容を見直すことができます。なお、見直しにより業務内容又は費用に影響が生じる場合は、事前に本市と協議するものとします。
132	2-7	別記3	2		ク					自家用電気工作物保安管理業務仕様書	高濃度PCB含有電気工作物への該当性の判断には、機器の製造年、銘板情報及びPCB分析結果等の確認が必要であり、これらは施設所有者が保有・管理している情報であると認識しております。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」等の法令では、PCB使用機器の届出、管理及び処分に係る責務は、施設所有者に課されております。高濃度PCB含有電気工作物への該当性確認は、施設所有者が実施すべき事項であるため、受注者の管理業務からは削除願います。	高濃度PCB含有電気工作物については、電気事業法（昭和39年法律第170号）の電気工作物に該当することから、PCB特措法第20条第1項により、同法第18条及び第19条に規定する廃棄の義務等の適用対象外とされ、その取扱いについては電気事業法の定めるところによります。また、高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認については、電気主任技術者の職務として行うことが求められていることから、原案のとおりとします。なお、処理場及びポンプ場の受変電設備については、更新が一巡しており、PCB使用製品はないものと認識しています。一方、更新工事に伴い発生したPCB含有のおそれがある蛍光灯用安定器のうち、処分先が確保できていないものについては、施設管理者である本市が国及び県に報告の上、保管しています。
133	2-10	別記4								計装設備点検業務仕様書	本仕様書に記載される点検対象については、施設運用状況に応じて協議させていただきたい。	承知いたしました。
134	2-10	別記4	2	(2)	イ					計装設備点検業務仕様書	定期寿命部品交換とありますが、本設備はメーカー保守終了となっており、現行機種での有寿命品の交換が不可となります。部品交換の対象外とし、早急な更新をお願いいたします。	メーカー保守終了等により部品交換ができない場合は、対象外とするのではなく、代替措置、予備品の確保及び更新の必要性を整理して本市へ報告してください。対応方法は協議の上決定します。
135	2-16	別記5	3	(2)						遮断器点検業務仕様書	「補修（取替）等を実施すること。」とありますが、不良箇所の内容によっては補修できない場合もあるため、別記4の3(2)と同様に、「協議により補修（取替）等を実施すること。」としていただきたい。	ご意見として承りました。ご指摘の箇所を含め、該当箇所について表記の統一を図ります。
136	2-25	別記9	3							自家発電設備保守点検業務仕様書	3(1)「『オイル吹出し漏れ』に対する原因究明の調査点検及びその対処方法の検討」については不要と考えてよろしいでしょうか。	現状、当該事象が確認できない場合は、原因究明及び対処方法の検討を行う必要はありません。ただし、点検時に同様の異常が確認された場合は、原因調査及び対応方法の検討を行っていただく予定です。
137	2-35	別記12		(4)						緑地広場内遊具点検業務仕様書	生産物賠償責任保険（PL保険）は、事業者が製造・販売した製品や提供した飲食物、施工・修理などの仕事の結果によって、引渡し後や提供後に第三者の身体や財物に損害を与えた場合の法律上の損害賠償責任を補償するものです。当該施設にこれまで直接関与していない受託者では保険に加入できないため、保険加入も含めて本業務を再委託することは可能でしょうか。	生産物賠償責任保険（PL保険）について、受注者が当該業務を直接実施しない場合は、当該業務を実施する再委託先が所定のPL保険に加入することで問題ございません。
138	2-37	別記13								薬品類仕様書	本仕様書に記載される品名・数量・規格等については、施設運用状況に応じて協議させていただきたい。	承知いたしました。
139	2-43	別記16		(3)						し渣運搬・処分業務仕様書	(3)管理に「電子マニフェストにて・・・」とありますが、要求水準第5-5-(7)アでは「マニフェスト管理(電子又は紙)」とされているため、「電子又は紙にて・・・」と変更していただきたい。	要求水準書（案）との整合を図り、表記を統一します。
140	－	－								その他	本要求水準書（案）において、「既存施設等の確認」「移行期間における要求水準」「施設改良等に関する事項」等についても明示いただくことで、官民双方における本事業への理解がより深まるものと考えます。つきましては、これらの事項について追記・修正をご検討いただけますでしょうか。	本質問については、後日回答させていただきます。